資料４

高層木造建築物の性能評価に係る設定権限の移譲

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について　・・・・・・・・・１

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務　・・・・・・・２

検討の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

北方建築総合研究所資料（抜すい）　・・・・・・・・・・・・・・・・・４

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について

○高さが１３ｍを超える
○主要構造部に木材を用いている
（主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう）

耐火建築物としなければならない

【耐火建築物の要件】

主要構造部を耐火構造とすること

又は

主要構造部を建築基準法施行令第１０８条の３に定める技術的基準に適合すること

【建築基準法施行令第１０８条の３に定める技術的基準】

主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること

又は

耐火性能検証法の基準に相当するものとして**国土交通大臣の認定**を受けたものであること

本提案において移譲を求めている権限

国土交通大臣の認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

道総研が性能評価機関としての機能を有しているのは、この部分（ただし、主要構造部のうち壁のみ）

道総研は、ここでいう性能評価機関として指定されていない（道内にはここでいう性能評価機関は存在しない）

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務

建築基準法第2条第9号の2イ(1)
【耐火構造：法第2条第1項第7号】

建築基準法第2条第9号の2イ(2)
建築基準法施行令第108条の3
【政令で定める基準】

道総研で評価可能

【主要構造部】

壁

柱
床
はり
階段又は屋根

【主要構造部】

耐火性能検証法の基準に
相当するもの

指定性能評価機関による性能評価

国土交通大臣の認定

この部分にも国土交通大臣の認定権限あり

今回のアイデアによる権限移譲対象

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲・検討の経過

当　初

高層木造建築物について、
耐火性能検証法の基準に
相当するものであることを
認定する権限の移譲

耐火性能検証法の基準に
相当するものであることを
性能評価する機関が
北海道には無い。

高層木造建築物について、
主要構造部（壁のみ）が
耐火構造であることを
認定する権限の移譲

北方建築総合研究所における
防耐火構造の性能評価は年間数件。
その多くが道外企業。

北方建築総合研究所が
性能評価業務を行っている
項目に係る認定権限の移譲

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部（北方建築総合研究所）は、国土交通大臣より、「指定性能評価機関」の指定を受け、建築基準法に基づく構造方法等の認定に必要な評価業務を行っています。

■業務の範囲

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第５９条第１号、第２号、第８号の３に掲げる下記の業務を行っています。

種　類	建築基準法・施行令	項　　目　（対象部材）
防耐火構造及び防火設備（第１号）	法第２条第７号	耐火構造　（耐力壁、非耐力壁）
	法第２条第７号の２	準耐火構造　（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	法第２条第８号	防火構造　（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	法第２条第９号の２ロ	耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能
	法第２３条	準防火構造　（耐力壁、非耐力壁）
	法第６４条	準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能
	令第１１２条第１項	特定防火設備の遮炎性能
	令第１１４条第５項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能
	令第１１５条の２の２第１項第１号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	令第１１５条の２の２第１項第４号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさしの遮炎性能
防火材料（第２号）	法第２条第９号	不燃材料
	令第１条第５号	準不燃材料
	令第１条第６号	難燃材料
ホルムアルデヒド発散建築材料（第8号の3）	令第２０条の７第２項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.02mg/㎡·h＜発散速度≦0.12mg/㎡·h
	令第２０条の７第３項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/㎡·h＜発散速度≦0.02mg/㎡·h
	令第２０条の７第４項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 発散速度≦0.005mg/㎡·h

■業務区域

日本全域です。

■業務規程

性能評価の業務は、国土交通大臣から認可を受けた**「性能評価業務規程」**（P21～27）に基づき実施しています。

資料５

北海道議会議員選挙における
選挙区の設定権限の移譲

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲について　・・・１

選挙区別議員定数等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

都道府県議会議員の選挙区設定制度に係る改正要望の比較　・・・・・３

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲(ポンチ絵)・・・４

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲について

提案者からのアイデア

都道府県議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲し、道内の地域特性に応じた選挙区の設定を可能とする。

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	⇒	定　数　１０４人 選挙区　　４８

公職選挙法における選挙区設定に係る主なルール

選挙区の設定単位

■第１５条第１項

都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

「郡市の区域」
- ○北海道については、振興局を「郡」とする。
- ○政令指定都市については、区を市とみなす。

⇩

選挙区の設定は、「市」、「区」、「振興局」の３パターン

強制合区

■第１５条第２項

前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。

人口比例原則

■第１５条第８項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

選挙区別議員定数等の状況

	振興局名 （ ）内は定数		選挙区名	H22国勢調査人口 （単位：人）	定数 （単位：人）	議員一人当たり人口 （単位：人）	振興局の面積 （H23.10.1/㎢）	市町村数
1	石狩	札幌市	中央区	220,189	3	73,396	3,539.86	8
2			北区	278,781	4	69,695		
3			東区	255,873	4	63,968		
4			白石区	204,259	3	68,086		
5			豊平区	212,118	3	70,706		
6			南区	146,341	2	73,171		
7			西区	211,229	3	70,410		
8			厚別区	128,492	2	64,246		
9			手稲区	139,644	2	69,822		
10			清田区	116,619	2	58,310		
11			江別市	123,722	2	61,861		
12			千歳市	93,604	1	93,604		
13			恵庭市	69,384	1	69,384		
14			北広島市	60,353	1	60,353		
15		(35)	石狩市・石狩振興局	81,730	2	40,865		
16	渡島		函館市	279,127	6	46,521	3,936.49	11
17			北斗市	48,032	1	48,032		
18		(9)	渡島総合振興局	100,648	2	50,324		
19	檜山	(1)	檜山振興局	42,058	1	42,058	2,629.97	7
20	後志		小樽市	131,928	3	43,976	4,305.83	20
21		(6)	後志総合振興局	101,012	3	33,671		
22	空知		岩見沢市	90,145	1	90,145	5,791.19	24
23			美唄市	26,034	1	26,034		
24			滝川市	43,170	1	43,170		
25		(7)	空知総合振興局	176,905	4	44,226		
26	上川		旭川市	347,095	6	57,849	10,619.20	23
27			名寄市	30,591	1	30,591		
28		(10)	上川総合振興局	142,679	3	47,560		
29	留萌		留萌市	24,457	1	24,457	3,445.78	8
30		(2)	留萌振興局	28,648	1	28,648		
31	宗谷		稚内市	39,595	1	39,595	4,625.13	10
32		(2)	宗谷総合振興局	33,852	1	33,852		
33	オホーツク		北見市	125,689	2	62,845	10,690.62	18
34			網走市	40,998	1	40,998		
35			紋別市	24,750	1	24,750		
36		(6)	オホーツク総合振興局	118,572	2	59,286		
37	胆振		室蘭市	94,535	2	47,268	3,698.00	11
38			苫小牧市	173,320	3	57,773		
39			登別市	51,526	1	51,526		
40			伊達市	36,278	1	36,278		
41		(9)	胆振総合振興局	60,630	2	30,315		
42	日高	(2)	日高振興局	75,321	2	37,661	4,811.97	7
43	十勝		帯広市	168,057	3	56,019	10,831.24	19
44		(7)	十勝総合振興局	180,540	4	45,135		
45	釧路		釧路市	181,169	4	45,292	5,997.40	8
46		(6)	釧路総合振興局	66,151	2	33,076		
47	根室		根室市	29,201	1	29,201	3,540.38	5
48		(2)	根室総合振興局	51,368	1	51,368		
	計			5,506,419	104	52,946	―	179

※根室振興局の面積及び市町村数は、北方領土を除いた数値であること。

都道府県議会議員の選挙区設定制度に係る改正要望の比較

区　　分	主な改正内容	効　　果	問題点
全国都道府県議会議長会 ［平成25年４月・10月 関係国会議員に要請］ **公職選挙法改正案** ［平成25年６月 衆議院提出］	**【現行】** 都道府県の議会議員の選挙区は、郡市（道において「郡」は、「支庁」）の区域による。 **【改正案】** 選挙区は、①市、②市＋市と隣接する町村、③隣接する町村、のいずれかを基本とし、条例で定める。 ※選挙区設定に当たっては、人口比例を原則とし、強制合区のルールは残す。	○生活圏など、地域の実情に合った自主的な選挙区設定が可能と なる。	○人口比例原則は維持されるため、議員定数が都市部に集中する問題を解消できない。
北海道議会 ［平成25年３月 総務省及び自民党の 選挙制度関係者に要請］	○定数配分にあたっては、人口比例を基礎としながらも、選挙区内の面積や自治体数を考慮することができる仕組みの導入や政令市等の定数配分の在り方を見直す。 ○郡市の区域による選挙区設定ルールを廃止するとともに、配当基数が０．５未満であっても、１選挙区を維持できるよう制度を改正する。	○人口減少地域からの地域代表が確保されることにより、幅広く民意や地域の課題を把握できるようになる。 ○地域間における議員数の偏在を抑制することが可能になる。	○一票の較差が拡大する場合があり得る。

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲

現状

都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で、議会が定めることとされている。

【一定の基準の例】
- 選挙区は振興局又は市の区域
- 選挙区の人口が一定基準を下回った場合は強制的に合区
- 各選挙区の議員の数は人口に比例

課題

都道府県がそれぞれの地域特性に応じて主体的に選挙区を設定できる制度となっていない。

【北海道の地域特性】
- 国土の22%を占める広大な面積
- 積雪寒冷という厳しい自然環境
- 少子高齢化の急速な進行
- 大都市への人口の一極集中　等

目指すすがた

地域が主体的に選挙区を設定できる仕組みの導入

現状

公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で選挙区を設定

（基準例）
- 選挙区は振興局又は市の区域
- 選挙区の人口が一定基準を下回った場合は強制的に合区
- 各選挙区の議員の数は人口に比例

提案

公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく選挙区を条例で設定できるよう権限を移譲

北海道の地域特性を考慮した定数配分や選挙区の設定

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

現状

・人口減少、少子高齢化が進む中、「観光」は交流人口の拡大に貢献し、新たな消費や雇用を生み出すなど、地域の活性化を図る上で、ますますその重要性が高まっている。
・北海道観光を取り巻く環境は、長らく低迷する経済情勢や東日本大震災などの影響により、観光客の入り込みが伸び悩むなど、厳しい状況が続いている。
・このような状況の下、団体型から個人型に推移している最近の旅行形態に応じて、地域資源を生かした滞在型の観光地づくりなどに取り組むことで、本道の地域観光の魅力向上を図り、更に地域経済の活性化につなげていくことが求められている。

課題

・道内各地の地域観光の魅力向上を図る上で、特に個人型旅行客をターゲットとした地域発の着地型旅行商品の充実が課題である。
・そのためには、地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要である。
・このような中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多いが、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

目指すすがた

道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の決定権限の移譲を受け、本道観光の特性等に応じて緩和

現　状		提　案	
第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内	道内の第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	観光庁長官の定める区域		*北海道知事の定める区域*
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島		②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域		③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域
			④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大

権限移譲

本道観光の特性等に応じた緩和

※想定例～道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施可能な区域を、現行制度の区域（①＋②＋③）に加え、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内まで、北海道知事の裁量により拡大（＋④）する。

・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会が拡充されることで、着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上、更には、滞在型観光の促進につながることが期待できる。
・近年増加傾向にある個人型旅行客に向けた本道の着地型観光コンテンツの充実が、地域への誘客を促進し、ひいては地域経済の活性化につながるものと期待できる。

第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲＜新旧対照表＞（案）

区　分	現　　行	権　限　移　譲　後
イメージ図	【第３種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は限定的】 ○現行制度において、第３種旅行業登録の中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）は、募集型企画旅行(※注1)を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の観光資源等を生かした、着地型旅行(※注2)商品の企画・造成・販売に直接参入することができず､本道観光の魅力向上にとっても重要な課題となっている。 第３種旅行業者の実施区域 ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 ***観光庁長官の定める区域*** ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ※注１「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者の募集のために、あらかじめ旅行の計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービス等の提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。 ※注２「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。	【道内において第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を緩和】 ○第３種旅行業の範囲のうち、「観光庁長官の定める区域」について、当該区域を定める権限を北海道知事に移譲することにより、道内の第３種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域を、北海道知事が本道観光の特性等に応じて緩和（拡大）できるようにする。 道内の第３種旅行業者の実施区域 ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 ***北海道知事の定める区域*** ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大 ◇道知事の裁量による区域拡大については、本道観光の特性等に加え、消費者保護や第２種旅行業者との競合回避などの問題点を勘案の上、観光圏整備法第８条第３項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内までの範囲が想定される。 ◇本道観光にとって期待できる効果等 ・観光圏内の第３種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会の拡充 → 着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上 → 滞在型観光の促進 ・近年増加傾向にある個人型旅行客に向けた着地型観光コンテンツの充実 → 地域への誘客促進 → 地域経済の活性化
法令制度	○第３種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、「営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域」並びに「観光庁長官の定める区域」に限定されている。 （旅行業法施行規則第１条の２第３号） ○このうち「観光庁長官の定める区域」については、（１）及び（２）のいずれも満たした場合の、第３種旅行業者の営業所の存する市町村と海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）による一般定期航路事業で結ばれた市町村の区域となっている。 （観光庁告示第６号[平成21年3月31日]） （１）これらの区域が同一の都道府県内又は隣接若しくは近接する都道府県内に存すること。 （２）これらの市町村の一方又は双方の市町村が本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島）のうち半島の地域又は離島（本土に付属する島）に存すること。	【特区提案】 ○道内においては、旅行業法施行規則第１条の２第３号の「観光庁長官の定める区域」を「北海道知事の定める区域」とする。 ＜旅行業法施行規則＞ 第一条の二　法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二　（　略　） 三　第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

現状

・平成18年に道州制特区推進法が制定された際、当該事務が道に移譲されたが、一部にとどまったことから、現在も国（北海道経済産業局）が所管している事務がある。

課題

・定款変更に係る申請窓口が定款記載事項によって国と道に分かれていることから、それぞれ申請が必要となる場合があるなど、迅速な手続きという点で課題がある。

目指すすがた

商工会議所の定款変更に係る事務を道が一元的に所管

現状

道が所管する事項

・目的、名称、地区、事務所所在地
・会員の加入・脱退、権利・義務に係る事項
・会費、法定台帳、負担金に係る事項
・議員総会、常議員会に係る事項
・部会、事務局に係る事項
・経理に係る事項
・事業年度、公告の方法に係る事項

国が所管する事項

・事業に係る事項
・会員の資格に係る事項
・役員に係る事項
・議員に係る事項

道へ権限移譲

提案

道に一元化
定款変更の事務を

申請者により身近な道が事務を行うことにより、さらなる利便性の向上と連携の強化が図られる。

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化＜新旧対照表＞

区　分	現　　行	権　限　移　譲　後
権限の内容	【商工会議所法に基づく定款変更の認可事務が国と道に分かれている】 ○　道州制特区推進法の制定時（H18.12）に、当該事務が道に移譲されたが、一部にとどまったことから、定款変更に係る申請窓口が定款記載事項によって国と道に分かれており、それぞれ申請が必要となる場合があるなど、迅速な手続きという点で課題がある。	【商工会議所法に基づく定款変更の認可事務を道に一元化】 ○　道州制特区推進法第13条を改正し、定款記載事項のうち、現行において国（北海道経済産業局）が所管する「事業」「会員たる資格に関する事項」「役員に関する事項」「議員に関する事項」に係る事務権限を道に移譲することで、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務を道に一元化する。

定款記載事項（商工会議所法第25条）		国(経産局)所管	道 所 管
1	目　　的		○
2	名　　称		○
3	事　　業	○	
4	地　　区		○
5	事務所の所在地		○
6	会員たる資格に関する事項	○	
7	会員の加入及び脱退に関する事項		○
8	会員の権利及び義務に関する事項		○
9	会費に関する事項		○
10	法定台帳に関する事項		○
11	負担金に関する事項		○
12	役員に関する事項	○	
13	議員に関する事項	○	
14	議員総会に関する事項		○
15	常議員会に関する事項		○
16	部会に関する事項		○
17	事務局に関する事項		○
18	経理に関する事項		○
19	事業年度		○
20	公示の方法		○

○　国において、「道州制特別区域基本方針」に基づく計画期間満了時（平成23年度末）の評価を行った際に、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題」と指摘された。

○　道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだ。

定款記載事項（商工会議所法第25条）		定款変更の認可事務
1	目　　的	商工会議所の定款変更に係る事務を道が一元的に所管
2	名　　称	
3	事　　業	
4	地　　区	
5	事務所の所在地	
6	会員たる資格に関する事項	
7	会員の加入及び脱退に関する事項	
8	会員の権利及び義務に関する事項	
9	会費に関する事項	
10	法定台帳に関する事項	
11	負担金に関する事項	
12	役員に関する事項	
13	議員に関する事項	
14	議員総会に関する事項	
15	常議員会に関する事項	
16	部会に関する事項	
17	事務局に関する事項	
18	経理に関する事項	
19	事業年度	
20	公示の方法	

○　申請者により身近な道が、商工会議所法の定款変更に係る事務を一元的に所管することによって、さらなる利便性の向上と連携の強化が図られる。

参考資料　１

第６回答申に向けた道民提案及び庁内提案の検討状況等

１　道民提案及び庁内提案の検討状況等

＜道民提案の検討状況＞

○　平成２３年１２月から平成２５年１０月までの約２年間で計１２回の道州制特区提案検討委員会を開催し、道民からご提案いただいた４７項目について検討を行いました。

○　第１次整理を保留した１項目を除く４６項目のうち、５項目を道州制特区提案として検討すべきものとし、残り４１項目については、国の専掌事項であるとか、現行法で対応可能であるなどの理由から道州制特区提案の検討を一旦終了しました。

○　現在、知事への第６回答申を目指して、保留案件を含めた６項目について、審議を継続している状況です。

＜庁内提案の検討状況＞

○　前期委員会からの継続案件であった『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、事業化の実現性に乏しいなどの理由から、一旦、検討を終了することとなりました。

○　バイオマス関連項目の６項目については、国から肥料取締法や電気事業法といった関係法に基づく事務・権限の移譲を受けるには、道の体制整備が十分ではないなどの課題があることから、すべて一旦、検討を終了することとなりました。

○　移譲済み４事務関連項目等の５項目のうち、「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化」については、整理案の審議を経て、答申に向けた最終段階に入っており、また、「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」については、ニーズが乏しい、あるいは、国が専掌すべきといった理由により、一旦、検討を終了することとし、残る３項目については、平成２５年末頃に決定が予定される国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し方針の動きなどを見極めながら、その対応を検討することとなりました。

（項目）

区　分		特区として検討すべき			特区提案としての検討を一旦終了	計
		答申案審議中	整理案審議中	継　続検討中		
道民提案	環境保全	0	0	0	5	5
	農業・水産業振興	0	0	0	7	7
	経済振興（観光振興含む）	1	0	2	１３	１６
	地域医療対策	0	0	0	5	5
	福祉・子育て・教育	0	0	0	5	5
	地域振興対策	0	0	3	6	9
	計	1	0	5	４１	４７
庁内提案	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	0	0	0	1	1
	バイオマス関連項目	0	0	0	6	6
	移譲済み４事務関連項目等	1	0	3	1	5
	計	1	0	3	8	１２

２　道民提案の募集結果

平成１９年３月から現在までに、道民の方、道内の市町村、団体から計４２６件のご提案をいただいています。

（件）

提案の募集結果	各答申に向けた検討期間		道民	市町村	団体	合計
	第1回・第2回答申　H19.3～H19.12		１０７	３５	１０６	２４８
	第３回答申　H20.1～H20.7		5	1	３６	４２
	第４回答申　H20.8～H21.4		２２	2	0	２４
	第５回答申　H21.5～H23.5		１５	1	２８	４４
	（第６回答申 H23.6～H25.10）	審議済	１２	１１	２４	４７
		未審議	5	1	１５	２１
	計		１６６	５１	２０９	４２６

参考資料２

第６回答申に向けた道州制特区提案検討委員会　開催状況

委員会	年月日	審　　議　　事　　項
第45回	H23.12.14	委員紹介・役員選任／第５回答申までの道民提案の検討結果／前委員会からの申し送り事項／今後の道民提案等の審議／道州制特別区域計画の更新　等
第46回	H24. 3.27	今後の提案検討委員会における検討の進め方　等　→　終了後に内閣府との意見交換
第47回	H24. 5.30	庁内提案（「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設）の継続審議／道民アイデアの第１次整理（環境保全分野）／分野別審議（バイオマス関連）　等
第48回	H24. 7.12	分野別審議（バイオマス関連）　等
第49回	H24.10.19	分野別審議（バイオマス関連）／道民アイデアの第１次整理（観光振興分野）　等
第50回	H24.12.26	分野別審議（観光振興分野）／道民アイデアの第１次整理（農業振興分野）　等
第51回	H25. 3.28	分野別審議（観光振興分野、バイオマス関連）／移譲済み４事務関連項目等／道民アイデアの第１次整理（水産業振興分野）　等
第52回	H25. 5.16	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／移譲済み４事務関連項目等／整理案審議（観光振興分野）　等 ⇒「国から地方への事務・権限の移譲等」の動向を見極めるために一部の検討を保留
第53回	H25. 7.23	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／道民アイデアの第１次整理（経済振興分野、地域医療分野、福祉・子育て・教育分野）　等
第54回	H25. 9. 6	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／道民アイデアの第１次整理（地域振興分野）　等 ⇒国から地方への事務・権限の移譲等に係る見直し方針がＨ25年末目途に決定されることを受け、第６回答申に向けて検討保留を解除
第55回	H25.10. 8	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／分野別審議（高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲、北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務）／整理案審議（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）　等
第56回	H25.10.31	分野別審議（高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲）／整理案審議（北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲）／答申案審議（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）／次期委員への申し送り事項　等

参考資料３

道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

１　第１次整理（道州制特区の趣旨の観点からの絞り込み）

◯道民提案（分野別に整理した道民アイデア等）
◯庁内提案（道政上の重要課題に係る各部の提案等）

特区提案として検討すべきもの

特区提案に明らかになじまないもの

・外交、防衛など国の専掌事項
・現行法令で対応可能なもの
・現行施策の推進で対応可能なもの
・・・等

２　分野別審議

提案の適否・可能性等を検討

・第１次整理を経て、答申さらには国への提案の適否・可能性等を検討するために必要な情報収集など行った上で、議論を深めていく

分野別の審議結果、答申を送る見もの

答申すべきと判断

３　整理案の審議

審議内容をもとに整理案を作成し、更に審議

・審議内容をもとに、現状・課題、権限移譲等により目指すすがた、提案実現により期待できる効果等の観点から「ポンチ絵」に整理

４　答申案の審議

整理案の修正等を経て、答申の最終形を審議

５　審議結果

知事への答申

一旦検討を終了

新たな情勢変化等を踏まえ、再検討を行う可能性あり（従来から「本棚へ」と表現）